

特別養護老人ホーム 石岡陽だまり館（空床型・短期入所生活介護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する特別養護老人ホーム石岡陽だまり館（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム 石岡陽だまり館
- （2）所在地 茨城県石岡市府中一丁目3番10号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種および職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 （常勤1名）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 (1名以上)

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

(3) 介護職員 (17名以上)

利用者の日常生活の介護業務を行う。

(4) 看護職員 (2名以上)

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

(5) 機能訓練指導員 (1名以上)

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

(6) 栄養士 (1名以上)

給食献立の作成、栄養計算、入所者の栄養指導等を行う。

(7) 医師 (1名以上)

利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は、空床型で特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)の定員50名以内とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康チェック

(4) 送迎

(5) 夜間看護体制

(短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用料の一部として、居宅サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない居宅サービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅サービス費用基準額との間に不合理

な差額が生じないようにしなければならない。

3 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から1kmあたり30円の実費を徴収する。

4 前各項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

事業所は全各項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 滞在に要する費用

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、居宅サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、石岡市、小美玉市、笠間市及びかすみがうら市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

3 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害

してはならない。

- 4 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 5 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができる。
- 6 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、職員及び入所者等に対して周知徹底を図る。また業務継続に向けた計画等の策定、研修、避難並びに、その他必要な訓練等を年2回以上実施する。

防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、

その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、授業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（安全対策担当者）

第15条 介護安全対策に資するために、安全対策担当者を置き安全対策に関する情報の収集、職場の点検と改善、研修計画立案を行う。

2 安全対策担当者は、収集した事例の原因分析及び防止対策を委員会に報告し、策定するまとめ役を担う。

（記録の整備）

第16条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結した日の属する年の翌年4月1日から起算して5年間保管するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
令和 5 年 12 月 1 日一部改正